



平成 22 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 桧 家 住 宅
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 昭
(コード番号：1413 名証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 加 藤 進 久
電 話 番 号 (0480) 26 - 1118

本日の一部新聞報道について

本日、毎日新聞社の報道におきまして、当社グループが関東信越国税局の税務調査を受けた旨の記事掲載がありました。本記事掲載は当社が発表したものではありませんが、当社グループは、2003年12月期（平成15年度）から2009年12月期（平成21年度）までの課税年度について、関東信越国税局から当社グループ全体の税務調査を受けました。

税務当局の指摘は、営業担当者が受け取ったリベートは法人所得として処理すべきものであるというものですが、当社では、リベートについては、税務調査における指摘を受けるまで全く認知しておらず法人所得には当たらないと主張しておりました。

しかしながら、対象者数が多数におよんでいること、こうした事態を未然に防止できなかったこと等も事実であるため修正申告に応じております。

従って、報道にあります「所得隠し」という断定的な表現は実体とは異なるものであると認識しております。

今回の件について、当社グループとして改善すべき点もあり、厳粛に受け止め、今後はグループ全体の内部統制の強化とコンプライアンス教育の徹底に取り組んでまいります。

なお、平成22年12月期第3四半期報告書において「過年度法人税等」として124,720千円計上しており、これによる通期業績見通しに与える影響はありません。

以 上